第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２３年（フ）第９２号
北海道河東郡音更町木野西通11丁目１番地
破産者　戸崎　啓治
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
北海道北見市常盤町２丁目４番53号
破産者　大隅　誠治
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
千葉県山武郡大網白里町南今泉4776番地１－２
破産者　大塚　信浩
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１９９号
横浜市青葉区すすき野３－２－１　藤パークビル401号、住民票上の住所横浜市青葉区あざみ野２丁目18番地９
破産者　森口　眞治
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２００号
横浜市青葉区すすき野３－２－１　藤パークビル401号、住民票上の住所横浜市青葉区あざみ野２丁目18番地９
破産者　森口さち子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７５号
横浜市港南区港南台２丁目１番14―504号
破産者　高橋　正典
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６号
横浜市青葉区藤が丘２丁目37番地２　グリーンヒル藤が丘Ａ―402、開始決定時の住所横浜市青葉区千草台12番地４　ヒルハイツ藤が丘壱番館210号室
破産者　塩田　兼与
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８４号
横浜市栄区桂台南２丁目30番23号
破産者　富永　伸子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１号
川崎市多摩区三田２丁目3243番地　サンテリア三田Ⅱ　102
破産者　松中　正美
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
岐阜県養老郡養老町船附1349番地　サンシャインレジデンスＢ102、開始決定時の住所岐阜県大垣市横曽根１丁目755番地２
破産者　川瀬　和廣
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第９号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1189番地の14
破産者　櫻井　　満
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４９６号
岡山県倉敷市西富井1072番地31
破産者　本田　靖子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1318番地８
破産者　山地　孝志
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
愛媛県松山市道後町２丁目２番１号
破産者　奥島團四郎
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
愛媛県松山市東野２丁目３番６号　スクウェアガーデン東野203号
破産者　河合　俊彦
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
福岡県久留米市田主丸町田主丸455番地46
破産者　上野　隆文
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部